

公共性に基づく法人経営(情報公開と説明責任) ～ガバナンスの強化と説明責任～

社会福祉法人岩手しいの木会

理事長 吉川 達男

1. 施設紹介

社会福祉法人岩手しいの木会は、平成6年に岩手県盛岡市長橋町に障害福祉サービス事業所を開設し、創業から20年目を迎えている。

また、指定生活介護事業所しいのみホームとして、定員通所57名、同一敷地内に指定短期入所事業所定員8名、日中一時支援事業定員10名の3事業を行っている。

法人全体の事業内容は、平成24年度決算ベースで、実利用者数72名、職員は、正規14名、常勤臨時25名、非常勤(短時間)20名の合計59名(常勤換算54名)となっており、事業活動収入計は、約2億6,500万円、人件費率は60%、当期活動収支差額は4,100万円、次期繰越活動収支差額は、1億2,800万円と

なっている。

2. 法人理念

当法人は、「福祉施設士行動原則」にある「社会への姿勢」というテーマに対する見解を明確にしているものはないが、「創業の精神」、「法人理念」の中に十分読み取れるものがある。それは、「障がいをもつ子どもの親のおもい」、「地域社会で安心して生活できるよう支援する。」という言葉である。親の願いは一生続くものである。社会全体で支援することを、社会全体で共有する。そのためには、法人の理念や事業内容等を情報公開すべきである。しかし、この創業の精神や法人理念の情報公開への取り組みが十分でなかったこと



しいのみホーム外観

も事実である。今後の課題として、当法人としても意識的に積極的に取り組むことが重要であると考えている。

3. 透明性と情報公開

「福祉施設士行動原則」の「社会への姿勢」に示された、行動③「透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める」および、行動④「公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める」にかかる当法人の取り組みについて述べることにする。

まず、行動③「透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める」について、次の3点について考えてみる。

1点目は、公益性が「見える化」されているか、である。

社会福祉法第24条には、「社会福祉法人の経営の原則」として、「自主的に経営基盤の強化を図り、福祉サービスの質の向上および事業経営の透明性の確保を図らなければならない」と規定されている。しかし、自主的に経営基盤を強化させている法人はどれだけあるのだろうか。この間、福祉サービスの質の向上とは、どのレベルを目指しているのか、福祉サービスに対するニーズの変化への対応、事業経営の透明性がどこまで求められているのか等を考えながら法人運営に当たってきた。しかし、現状は、と問われると、経営管理に追われ意識的な取り組みになっていない。透明性の向上や情報公開しなければという意識が薄く、求められている財務諸表等を行政に提出するのみに留まっていることに気づかされる。社会福祉法人の公益性が「見える化」されるためには、結果だけではなく、結果に至るまでのプロセスを含めた情報公開がされて

しかるべきものと考えている。

今後の方向について、社会保障制度改革国民会議報告書によれば、社会保障制度改革の方向性は、「1970年代モデル」から「21世紀（2025年）日本モデルへ」と変えようとしている。社会福祉法人も公益性の高い事業に取り組んでいると書いた書類だけでなく、社会福祉法人は具体的なプロセスまでを示し、何をやっているのか存在価値を一般国民に分かってもらえる法人に変らなければならないと思う。

具体的には、法人の価値観（理念・方針等）を「見える化」する。生活困窮者支援対策等で地域貢献をする。地域づくり・まちづくりを福祉分野で担当する。行政の手の届かないところを行政や他法人と連携して取り組む。さらに、法人が公益性を発揮できる「能力」があることや、社会福祉法人の「職員の価値観」の見える化等に早急に取り組むことが必要である。地域貢献に関する取り組みを進める際には、公益性を前面に出して、社会福祉法人が取り組んでいる公益事業の内容が、職員は勿論のこと、地域住民にも見えるように、またわかってもらえるような工夫が必要になる。例えば、自法人で取り組む年間行事をはじめ、地区公民館活動、町内会活動、民生委員活動、行政区活動等あらゆる活動の場面で関わりを持つことが重要であると考えている。

2点目は、社会福祉法人が、国民から理解を得る方法はあるのか、である。

国および地方公共団体の社会福祉計画の推進役・実施事業者となり、地域貢献を積極的に推進することで、公益性を成果として「見える化」することにある。住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らせるよう、医

療・福祉等の機能分担・連携して、地域づくり、町づくりの視点で地域住民と共に活動する。

国や県、市町村からの事業の受け皿になれる法人を目指す。例えば、生活弱者、法制度の谷間にいる人達に対する支援、行政だけでは手が届かない、手が回らない分野において、社会福祉法人にしかできないことを目指し国民に「見える化」する。つまり、社会的存在感を確実なものにすることである。法人独自の取り組みが必要であるほか、社会福祉協議会、他の社会福祉法人と関係医療機関等と連携し取り組むことが、国民から理解を得られる効果的な方法の一つである。

3点目は、情報公開と説明責任の効果的な手法について、である。

現行の財務諸表以外にも、例えば次のことを情報公開できる仕組みが必要である。(1) 法人の経営方針・経営計画書、重点事項、(2) お金の流れ、(貸借対照表を中心にどのように使われているのか)、(3) 儲かっているのか。(4) 従業員の構成と能力レベル、専門性・有資格者数、(5) 評価、法人の機能評価、存在価値、自己評価等である。営利企業でも事業内容等社会貢献に向けて、会社の「見える化」が進んでいる状況である。

自法人の社会的貢献・価値観のポイントを情報公開することが、これまで以上に説明責任を果たす効果的な手法の一つと考える。当法人では、とり急ぎ外部評価を25年度で準備作業、26年度本格実施の方針を理事会で決定している。

4. 公共性に基づく法人経営

次に、行動④「公共性に相応しい体制を整

備し、効果的・効率的な組織運営を進める」についても、次の3点について考えてみる。

1点目は、社会から認められる公益性・公共性のある組織体にする一方策、である。

国・県・市町村政策において、行政が直接担当するもの以外の福祉分野の事業の受け皿となり得る人材の育成、ハイレベルの品質確保のため有資格者のウエイトを高める方策が有効であると考えている。特に、福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を、効果的かつ適正に行うための絶対的条件といえるのは、人材の確保であり、育成、そして定着である。当法人の3年前の職員数は、51名(臨時・パート含)であった。そのうち有資格者は、介護福祉士1名のみであった。3年後の平成25年12月末現在では、職員数は59人(臨時・パート含)のうち社会福祉士1名、介護福祉士4名の5名が国家資格を取得している。さらに、現在チャレンジしているのは、社会福祉士受験予定者2名。精神保健福祉士受験予定者1名、介護福祉士受験予定者11名となっている。今後3年以内に目標達成を目指し、さらに資格取得のための法人支援を適切に行うこととしている。

一定の知識を持ち、技術を習得し、心を磨くことができれば社会福祉事業を担う者として最適人材となりえると考え、力を入れている。このようにして行政施策の事業の受け皿となりえる人材を育成しているのである。

有資格者を求めても、応募者のない状況が続くなかで、いつまでも待ってられない。法人が求めている人材像を法人の責任で育成することを方針としている。

研修費予算は、経常収入対1.2~1.5%を目指す。研修予算額の推移は、平成23年度は

700千円、24年度は3,200千円、25年度は4,500千円である。3年後の課題は、専門職員(有資格者)の能力発揮(頭脳集団の活用)、専門職員を活用して経営マネジメントができる人材の育成を図ることである。

2点目は、継続的な組織運営ができる運営体制の構築である(最小の経費で最大の効果)。

利用者数が一定であれば、介護給付の大幅な増加は期待できない。一方、職員給与は確実に増加する。事業拡大とあわせて、創意工夫で最小の経費で最大の効果を上げる「意識改革」を今まで以上に取り組んでいかなければならない。

3点目は、黒字経営は基本原則である。最後に、福祉ニーズがあれば、経営ビジョンと中・長期経営計画の中に、不採算福祉

サービスを入れることが重要である。社会福祉法人の社会的存在価値の認知を不動のものにするためには、社会福祉法人の原点を見直す必要がある。法人制度発足後60年以上も経ていることから社会経済情勢も一変し、法人制度のあり方が問われている。不採算福祉サービス、つまり生活弱者、制度のハザマにある人、行政の手の届かない分野で公益性・公共性の高い分野で社会福祉法人の役割を具体的に、わかりやすく、わかるように、明確にしていくべきと考える。継続経営をしていくためには、どのような環境下でも利用者の視点と職員の視点のバランスを考えながら、単年度黒字を確保することが経営者の使命であると考えている。

(社福)岩手しいの木会 平成25年度国家資格等取得状況報告

平成25年4月1日～12月31日現在
(単位：円)

	資格名	予定職員数	内容	法人支援額	資格取得済者	25年度目標人数
1	中型自動車免許取得	3名		142,820	3名	7名
2	介護事務技能終了認定	1名		50,000		1名
3	介護福祉士国家資格	11名		957,270	4名	15名
4	精神保健福祉士	1名		104,690		1名
5	社会福祉士	2名		376,720	1名	3名
6	施設長資格	2名		580,140		5名
計		20名		2,211,640	8名	32名
7	研修費	6名	初任者研修	51,000	6名	6名
		4名	自閉症研修	32,800	4名	4名
		22名	他研修	854,205	18名	22名
合計		52名		3,149,645	36名	64名

※事務費(研修研究費)：予算予算4,500千円

※中型自動車免許に関しては取得することでマイクロバスや中型ワゴン車の運転が可能となり、送迎等で活用できます。

※その他の各種の国家資格、任用資格については職員の資質向上、知識習得のために取得を目指しているものです。また、国家資格については有資格者が常勤の生活支援員のうち25%以上雇用されることで『福祉専門職員配置等加算(I)』が算定できるようになります。(100円/日、1人あたり)